

令和4年度 浄水発生土処理業務委託

提案書作成要領

令和3年12月
沖縄県企業局

令和4年度 浄水発生土処理業務委託 提案書作成要領

1 提案書の構成

提案書は、以下（１）～（４）の構成で一式とする。

- （１）提案書表紙（様式５）
- （２）提案書目次（自由様式）
- （３）提案書（自由様式）
- （４）付属資料

2 提出部数

- （１）正本１部
- （２）副本（正本の写し）１部
- （３）電子媒体１部（正本の内容を CD-R 等に PDF 形式で格納すること。）

3 作成要領

（１）共通事項

- ① A 4 版縦置き・横書き両面印刷を基本とし、A 3 資料がある場合は Z 折りとすること。
- ② 日本語で記載すること。
- ③ 市販の A 4 版 2 穴ファイルに編綴すること。
- ④ 正本のみ、社名等を記載したうえで、代表者印を押印すること。連絡先を明記すること。
- ⑤ 副本には、社名、連絡先等記載しないこと。
- ⑥ 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。体制図等については、A 社というような表現で記述すること。

（２）提案書

- ① 入札に参加する浄水場名を記載する。例）全浄水場、〇〇浄水場
- ② 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。必ず、「3 作成要領」及び「4 提案書記載事項」の項目に則り作成すること。なお、記載内容が「3 作成要領」及び「4 提案書記載事項」の項目に則っていない際には、減点の対象となるので注意すること。
- ③ 業務実施体制において、業務の一部の再委託については認めない。
- ④ 図面等を除き、提案書本文に使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること。

- ⑤提案書は、30ページ以内で作成すること。
- ⑥ページ番号を付すこと。
- ⑦略語や専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記載すること。また、理解しにくい用語や専門用語には脚注を記載すること。
- ⑧他のページや付属資料に関連する事項が記載されている場合など、参照が必要な場所には、該当するページを明記すること。
- ⑨企業局の提示した「業務仕様書」の全面コピーや「業務仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、減点の対象となるので注意すること。
- ⑩提案書を提出しない場合は失格とする。
- ⑪提案内容の評価（得点）にあたり、必要に応じて、提案書記述内容の確認をする場合がある。

(3) 付属資料

- ①付属資料は、一体として提出すること。また、表紙及び付属資料一覧を作成し、添付すること。
- ②提案書に記載されている許可・認証等に係る証明書の写しを付属資料として提出すること。
- ③付属資料はあくまでも提案書の評価する際の参考であり、これらの資料そのものは評価の対象としない。提案すべき内容はすべて提案書に記載すること。

4 提案書記載事項

提案書には、以下の項目について記載すること。各項目の記載内容の詳細については別紙のとおりとする。

- (1) 業務・施設の概要
- (2) 評価項目に関する事項
 - ①業務実施に関する事項
 - ②許可・認証等
 - ③環境面に関する事項
 - ④事業の安定性に関する事項

(別紙) 提案書に記載する事項

次の項目について提案書に記載すること。提案書は内容に漏れがないように記載し、該当しない項目がある際は「該当なし」等の表記を行い、全項目について確実に記載すること。

1 業務・施設の概要

浄水発生土をどのように処理し、どのような用途の資源として有効利用するのか、400字程度に簡略にまとめて記載すること。業務・施設の概要での記載内容が以下の項目の記載内容と相違している場合は、減点の対象となるので注意すること。

2 評価項目に関すること

2.1 業務実施に関する事項

- (1) 処理フローを図示し、各工程の内容を具体的に詳しく記載すること。
- (2) 処理施設の所在地、設立年月日、処理能力(日当たり)、施設の年間活動日数を記載し、処理施設の概略図、処理施設の現況写真及び処理過程ごとの写真を添付すること。
- (3) 有効利用用途及び有効利用場所について記載し、場所の状況写真を添付すること。
- (4) 浄水発生土の受入可能時間について記載すること。
- (5) 処理施設の故障等停止リスクに対する備えとして、自社保有する産業廃棄物(汚泥)保管施設について保管上限(m³)や構造等の仕様を記載し、状況写真を添付すること。
- (6) 雨水排水等への対応について記載し、状況写真を添付すること。
- (7) すべての写真について、令和3年4月1日以降に撮影し、撮影日が写真内で確認できるもの(撮影日を記載した黒板・ホワイトボードなどを一緒に撮影した写真)を添付すること。撮影日が写真内で確認できない写真を添付した場合は減点の対象となるので注意すること。
- (8) 評価基準2.1①、2.1④、2.4④については、入札に参加する浄水場の年間排出量(特記仕様書参照)の合計を用いて評価の判定を行う。
複数の浄水場の入札に参加する場合、浄水場毎にそれぞれ評価の判定を行う。

2. 2 許可・認証等

提案書提出時に取得している許可・認証等について記載すること。

2. 3 環境面に関する事項

(1) 環境面への配慮に関する取り組みがあれば、記載すること。

2. 4 事業の安定性に関する事項

(1) 過去5年（平成28年度から令和2年度）実績及び令和3年度（見込）において、浄水発生土の受入実績（取引先・受入量・期間等）を年度ごとに記載すること。サンプル等は除く。

(2) 過去5年（平成28年度から令和2年度）実績及び令和3年度（見込）において、中間処理をした汚泥の実績（取引先・受入量・期間等・中間処理後の用途）を年度ごとに記載すること。ただし、最終処分場への引渡し分は除く。

「受入量とは、排出事業者から提案者所有の処理施設等へ搬入する際に受け入れた産業廃棄物（汚泥）の量（m³）のことをいう。」

(3) 過去5年（平成28年度から令和2年度）実績及び令和3年度（見込）においての中間処理後の製品化について、製品の概要・用途を記載すること。販売実績（製品毎の販売数量）を年度ごとに記載すること。製品販売数量とは、汚泥の中間処理後に製品として販売した数量（t）のことをいう。

ただし、中間処理、製品化の過程（乾燥や添加等）で数量に増減が生じる場合は、受入量とその増減量を別途記載すること。製品販売の実績がないものは、自社活用・譲渡等の有効利用実績（用途・数量）について記載すること。

(4) 今後10年（令和5年度から令和14年度）において、年度ごとの浄水発生土の受入可能量について記載すること。